

公告第2号

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第121条の規定による個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用の額を次のとおり定める。

令和8年1月26日

草津市長
草津市教育長
草津幼稚園長
信愛幼稚園長
若竹幼稚園長
光泉カトリック幼稚園長
認定こども園草津カトリック幼稚園長
認定こども園みのり園長
すぎのこども園長
あゆみこども園長
渋川あゆみこども園長
さくら坂こども園長
くさつ優愛保育園モンチ園長
さくらがおかこども園長
さくら坂東こども園長
たちばな大路こども園長
あさひこども園長
志津保育園長
くるみこども園長
緑波くるみこども園長
若草くるみこども園長
ののみちこども園長
さくら坂南こども園長
TAMランド野路こども園長
光泉カトリック中・高等学校長
滋賀県立草津高等学校長
滋賀県立草津東高等学校長
滋賀県立湖南農業高等学校長
滋賀県立玉川高等学校長
綾羽高等学校長
滋賀県立草津養護学校長
市営住宅笠縫団地集会所管理者
市営住宅矢倉団地集会所管理者
市営住宅玄甫団地集会所管理者
市営住宅常盤団地集会所管理者

の額 別紙のとおり

個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用

	施 設 の 名 称	種 別	面 積 ㎡	納 付 す べ き 費 用 額			備 考
				平 日		休 日	
				昼 間	夜 間		
				円	円	円	
1	草津市立笠縫東こども園	遊戯室	1 6 8	10,688	27,148	28,456	①
2	草津市立志津こども園	遊戯室	1 1 2	10,688	27,148	28,456	①
3	草津市立山田こども園	遊戯室	1 4 1	10,688	27,148	28,456	①
4	草津市立玉川こども園	遊戯室	1 1 2	10,688	27,148	28,456	①
5	草津市立常盤こども園	遊戯室	1 2 0	10,688	27,148	28,456	①
6	草津市立老上こども園	遊戯室	1 3 1	10,688	27,148	28,456	①
7	草津市立笠縫こども園	遊戯室	1 3 5	10,688	27,148	28,456	①
8	草津市立矢倉こども園	遊戯室	1 1 2	10,688	27,148	28,456	①
9	草津市立草津中央おひさまこども園	遊戯室	1 1 4	10,688	27,148	28,456	①
10	草津市立矢橋ふたばこども園	遊戯室	1 3 7	10,688	27,148	28,456	①
11	草津幼稚園	遊戯室	8 3	10,688	27,148	28,456	①
12	信愛幼稚園	普通教室	8 2	10,688	27,148	28,456	①
13	若竹幼稚園	遊戯室	1 2 8	10,688	27,148	28,456	①
14	光泉カトリック幼稚園	遊戯室	1 5 9	10,688	27,148	28,456	①
15	認定こども園草津カトリック幼稚園	普通教室	4 1	10,688	27,148	28,456	①
16	認定こども園みのり	ホール	1 0 8	10,688	27,148	28,456	①
17	すぎのここども園	子育て支援室	8 0	10,688	27,148	28,456	①
18	あゆみこども園	遊戯室	1 3 2	10,688	27,148	28,456	①
19	渋川あゆみこども園	ホール	1 4 6	10,688	27,148	28,456	①
20	さくら坂こども園	ホール	1 4 0	10,688	27,148	28,456	①
21	くさつ優愛保育園モンチ	ホール (遊戯室)	1 5 8	10,688	27,148	28,456	①
22	さくらがおかこども園	遊戯室	2 0 4	10,688	27,148	28,456	①
23	さくら坂東こども園	ホール	9 0	10,688	27,148	28,456	①
24	たちばな大路こども園	ホール	1 3 9	10,688	27,148	28,456	①
25	あさひこども園	遊戯室	1 1 5	10,688	27,148	28,456	①

26	志津保育園	普通教室	1 0 2	10,688	27,148	28,456		①
27	くるみこども園	ホール	1 5 0	10,688	27,148	28,456		①
28	緑波くるみこども園	遊戯室	1 9 9	10,688	27,148	28,456		①
29	若草くるみこども園	ホール (遊戯室)	1 1 6	10,688	27,148	28,456		①
30	ののみちこども園	多目的ホール	4 6	10,688	27,148	28,456		①
31	さくら坂南こども園	ホール (遊戯室)	7 7	10,688	27,148	28,456		①
32	TAMランド野路こども園	遊戯室	1 4 1	10,688	27,148	28,456		①
33	草津市立志津小学校	体育館	6 6 0	10,688	27,148	28,456		①
34	草津市立志津南小学校	体育館	6 6 0	10,688	27,148	28,456		①
35	草津市立草津小学校	体育館	9 8 5	10,688	27,148	28,456		①
36	草津市立草津第二小学校	体育館	7 9 2	10,688	27,148	28,456		①
37	草津市立渋川小学校	体育館	1 1 7 4	10,688	27,148	28,456		①
38	草津市立矢倉小学校	体育館	9 9 8	10,688	27,148	28,456		①
39	草津市立老上小学校	体育館	9 8 5	10,688	27,148	28,456		①
40	草津市立老上西小学校	体育館	1 4 2 6	10,688	27,148	28,456		①
41	草津市立玉川小学校	体育館	6 6 0	10,688	27,148	28,456		①
42	草津市立南笠東小学校	体育館	6 6 0	10,688	27,148	28,456		①
43	草津市立山田小学校	体育館	7 0 0	10,688	27,148	28,456		①
44	草津市立笠縫小学校	体育館	9 8 5	10,688	27,148	28,456		①
45	草津市立笠縫東小学校	体育館	9 7 4	10,688	27,148	28,456		①
46	草津市立常盤小学校	体育館	6 7 5	10,688	27,148	28,456		①
47	草津市立高穂中学校	体育館	1 0 4 1	10,688	27,148	28,456		①
48	草津市立草津中学校	体育館	1 1 7 4	10,688	27,148	28,456		①
49	草津市立老上中学校	体育館	1 6 2 0	10,688	27,148	28,456		①
50	草津市立玉川中学校	体育館	1 0 8 7	10,688	27,148	28,456		①
51	草津市立松原中学校	体育館	9 9 5	10,688	27,148	28,456		①
52	草津市立新堂中学校	体育館	1 1 2 5	10,688	27,148	28,456		①

53	光泉中・高等学校	体育館	1 0 0 2	10,688	27,148	28,456		①
54	滋賀県立草津高等学校	体育館	1 2 3 0	10,688	27,148	28,456		①
55	滋賀県立草津東高等学校	体育館	1 3 8 5	10,688	27,148	28,456		①
56	滋賀県立湖南農業高等学校	体育館	9 9 0	10,688	27,148	28,456		①
57	滋賀県立玉川高等学校	体育館	1 2 3 0	10,688	27,148	28,456		①
58	綾羽高等学校	体育館	1 8 5 8	10,688	27,148	28,456		①
59	滋賀県立草津養護学校	体育館	7 0 0	10,688	27,148	28,456		①

	施 設 の 名 称	種 別	面 積 m ²	納 付 す べ き 費 用 額				備 考
				9:00 ~12:00 円	13:00 ~17:00 円	18:00 ~21:30 円	9:00 ~17:00 円	
60	草津市立草津アミカホール	ホール	4 7 2	12,300	16,400	18,700	28,700	③
				18,500	24,700	28,100	43,200	
				(上段=平日 下段=土曜.日曜.祝日)				
61		研修室	1 0 9	2,900	3,800	4,300	6,700	

	施 設 の 名 称	種 別	面 積 m ²	納 付 す べ き 費 用 額				備 考
				9:00 ~12:00 円	13:00 ~17:00 円	18:00 ~21:30 円	9:00 ~17:00 円	
62	草津市立草津クリアホール	ホール	5 7 0	7,100	9,500	27,644	16,600	① ④
				7,100	9,500	29,083	16,600	
				(上段=平日 下段=土曜.日曜.祝日)				

	施 設 の 名 称	種 別	面 積 m ²	納 付 す べ き 費 用 額				備 考
				9:00 ~12:30 円	13:00 ~17:00 円	17:30 ~21:00 円	9:00 ~17:00 円	
63	草津市立志津まちづくりセンター	大会議室	1 0 7	1,300	1,400	1,600	2,700	②
64	草津市立志津南まちづくりセンター	大会議室	1 5 3	1,300	1,400	1,600	2,700	②
65	草津市立草津まちづくりセンター	集会室	1 3 8	1,300	1,400	1,600	2,700	②
66	草津市立大路まちづくりセンター	大会議室	1 3 9	1,300	1,400	1,600	2,700	②
67	草津市立矢倉まちづくりセンター	大会議室	1 0 0	1,300	1,400	1,600	2,700	②
68	草津市立老上まちづくりセンター	大会議室	1 1 1	1,300	1,400	1,600	2,700	②
69	草津市立老上西まちづくりセンター	大会議室	1 4 3	1,300	1,400	1,600	2,700	②
70	草津市立玉川まちづくりセンター	大会議室	8 0	1,300	1,400	1,600	2,700	②
71	草津市立南笠東まちづくりセンター	大会議室	1 2 7	1,300	1,400	1,600	2,700	②

72	草津市立山田まちづくりセンター	集会室	100	1,300	1,400	1,600	2,700	②
73	草津市立笠縫まちづくりセンター	大会議室	128	1,300	1,400	1,600	2,700	②
74	草津市立笠縫東まちづくりセンター	大会議室	129	1,300	1,400	1,600	2,700	②
75	草津市立常盤まちづくりセンター	大会議室	120	1,300	1,400	1,600	2,700	②
76	草津市立渋川まちづくりセンター	大会議室	145	1,300	1,400	1,600	2,700	②

	施設の名称	種別	面積 ㎡	納付すべき費用額				備考
				9:00 ~12:00 円	13:00 ~17:00 円	17:30 ~21:30 円	9:00 ~17:00 円	
77	草津市立橋岡会館	会議室A 会議室B	129	900	1,200	1,600	2,100	⑤
78	草津市立常盤東総合センター	大会議室	228	900	1,200	1,600	2,100	⑤
79	草津市立西一会館	大会議室 小会議室	91	900	1,200	1,600	2,100	⑤
80	草津市立新田会館	大会議室	91	900	1,200	1,600	2,100	⑤

	施設の名称	種別	面積 ㎡	納付すべき費用額			備考
				平日		休日	
				昼間	夜間		
81	市営住宅笠縫団地集会所	集会所	67	10,688	27,148	28,456	①
82	市営住宅矢倉団地集会所	集会所	52	10,688	27,148	28,456	①
83	市営住宅玄甫団地集会所	集会所	43	10,688	27,148	28,456	①
84	市営住宅常盤団地集会所	集会所	81	10,688	27,148	28,456	①

	施設の名称	種別	面積 ㎡	納付すべき費用額			備考
				9:00 ~12:00 円	13:00 ~17:00 円	9:00 ~17:00 円	
85	草津市立クリーンセンター	多目的室	189	3,100	4,200	7,300	⑥

	施設の名称	種別	面積 ㎡	納付すべき費用額			備考
				9:00 ~13:00 円	13:00 ~17:00 円	17:00 ~21:30 円	
				(上段=平日 下段=土曜.日曜.祝日)			
86	くさつシティアリーナ	メインアリーナ	2000	9,100 13,700	9,100 13,700	13,300 20,000	⑦

	施設の名称	種別	面積 ㎡	納付すべき費用額				備考
				9:00 ~12:30 円	13:00 ~17:00 円	17:30 ~21:00 円	9:00 ~17:00 円	
87	草津市立市民総合交流センター	大会議室(6階)	414	11,200	12,800	14,600	24,000	⑧

備考欄

- ① 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律
- ② 草津市立地域まちづくりセンター条例
- ③ 草津市立草津アマカホール条例

- ④ 草津市立草津クレアホール条例
- ⑤ 草津市立隣保館条例
- ⑥ 草津市立クリーンセンター条例
- ⑦ 草津市都市公園条例
- ⑧ 草津市立市民総合交流センター条例

※ 弁士控室を使用する場合、各施設における付帯設備を使用する場合およびその他上記に記載のない事柄にあたっては、別途各施設の条例等に定めるところによる。

(令和8年1月26日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第1号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和8年1月30日

草津市農業委員会

会長 今井 修

1 期 日 令和8年2月10日(火) 午後1時
30分

2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室

3 付議案件

- 1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について(報告)
- 2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について(報告)
- 3) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について(報告)
- 4) 農地利用変更届出について(報告)
- 5) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 6) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 7) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

(令和8年1月30日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第1号

草津市指定給水装置工事事業者の指定
について

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年2月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1368	株式会社 K-works	小寺 直孝	草津市川原町299-5	077-535-7881

2 指定有効期間

令和8年1月1日から令和12年12月31日まで

(令和8年2月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第2号

草津市指定給水装置工事事業者の指定
について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年2月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定給水装置工事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1081	株式会社千商	森川 守	草津市南笠東三丁目20番44号	077-563-8171
1369	株式会社小幡温水	小幡 豊彦	長浜市三ツ矢元町21番10号	0749-63-7707

2 指定有効期間

令和8年2月1日から令和13年1月31日まで

(令和8年2月1日掲示済み)

草津市上下水道事業告示第3号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条第1号の規定により告示する。

令和8年2月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定下水道工事店

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1369	株式会社小幡温水	小幡 豊彦	長浜市三ツ矢元町21番10号	0749-63-7707

2 指定有効期間

令和8年2月1日から令和13年1月31日まで

で

(令和8年2月1日掲示済み)

訂正

草津市公報第6号の訂正

令和7年4月1日発行の草津市公報第6号の一部に掲載の漏れがありましたので、次のとおり訂正します。

36ページ「選挙人名簿の登録日を定めることについて」の後に「草津市農地利用最適化推進委員選任の手続等に関する規程の一部を改正する規程」を挿入する。

草津市農地利用最適化推進委員選任の手續等に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和 7 年 3 月 1 0 日

草津市農業委員会 会長 田 中 治 嗣

草津市農業委員会規程第 1 号

草津市農地利用最適化推進委員選任の手續等に関する規程の一部を改正する規程

草津市農地利用最適化推進委員選任の手續等に関する規程（平成 2 9 年草津市農業委員会規程第 2 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 （推薦および応募の資格）	第 1 条～第 2 条 《省略》 （推薦および応募の資格）
第 3 条 《現行どおり》 （1）《現行どおり》 （2） <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 （3）～（4）《現行どおり》	第 3 条 《省略》 （1）《省略》 （2） <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 （3）～（4）《省略》
第 4 条～第 1 4 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 3 号 《現行どおり》	第 4 条～第 1 4 条 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 3 号 《省略》

付 則

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（人の資格に関する経過措置）

第 2 条 拘禁刑に処せられた者に係る他の規程の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、または改正前もしくは廃止前の規程の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（令和 7 年 3 月 1 0 日 掲 示 済 み）